

離婚及びこれに関する制度の検討について

背景・経緯

離婚後養育に関する我が国の法制度については、近時、**国内外に様々な意見あり**
※商事法務研究会「家族法研究会」(令和元年11月～)で研究者・実務家による検討を実施(法務省等も参加)

- 背景には、
○父母の離婚等を一要因として生ずる深刻な子の貧困の問題
○非監護親と子との交流の在り方といった子の福祉に関する問題
○女性の社会進出や、育児の在り方・国民意識の多様化といった社会情勢

平成23年民法等の一部を改正する法律案に対する**衆・参法務委員会の附帯決議**

「今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、...離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること」(衆・法務委。参・法務委も同旨)

「面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討...等、必要な措置を講ずること」(参・法務委。衆・法務委も同旨)

「骨太方針2020」..... 「養育費確保の実効性向上策等を着実に実施」

「安全・安心な面会交流のための具体策を検討」

子の利益の確保等の観点から、①父母の離婚(離婚前の別居を含む)後の子の養育の在り方に加え、現行法の規律について問題点が指摘されている、②未成年養子制度の見直し、③離婚に伴う財産分与制度の見直しに向けた検討が必要

→ **離婚及びこれに関する制度について幅広く検討を行う**

令和3年2月10日、法務大臣から法制審議会に諮問。「家族法制部会」で議論される予定

質問

第113号

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、**子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関する制度に関する規定等を見直す必要があると思われる**ので、その要綱を示されたい。

主な検討課題

平成28年度ひとり親調査での「決め率」

【養育費】母子世帯: 42.9%, 父子世帯 20.8%

【面会交流】母子世帯: 24.1%, 父子世帯 27.3%

同調査「現在も履行(実施)されている率」

【養育費】母子世帯: 24.3%, 父子世帯 3.2%

【面会交流】母子世帯: 29.8%, 父子世帯 45.5%

父母の離婚後の子の養育の在り方

【指摘される問題点】

- 離婚後養育への父母の関わりの多様化
- 離婚前後のDVへ等の十分な対応が必要
- 協議離婚時に、子のための協議・決めが十分にされない
- 不払い養育費の取立て、回収が困難
- 面会交流の安全・安心な実施が困難な場合がある

【主な論点】

- 離婚後の子の養育の理念や父母の関与の在り方をどう考えるか
- DV事案等への対応をどう考えるか
- 離婚時の決めをどのように促進するか
- 養育費の確保をどのように実現するか
- 安全・安心な面会交流をどう確保するか

未成年養子制度の見直し

【指摘される問題点】

- 節税目的で未成年養子が利用される
- 再婚時に、子の利益に沿わない連れ子養子がされる場合がある

【主な論点】

- 未成年養子の趣旨・目的をどう考えるか
- 現行法では届出のみで足りる連れ子養子の要件を見直すべきか

離婚に伴う財産分与制度の見直し

【指摘される問題点】

- 夫婦間で権利行使が十分されない
- 分与時の判断のルールが明確でない

【主な論点】

- 2年の除斥期間を伸長するか
- 原則「2分の1ルール」を制度化するか

父母の離婚後の子の養育の在り方を巡る状況

法務省民事局

1 現行制度

親権

- ① 父母の婚姻中は、父母が共同して親権を行使する（民法第818条第3項）。
- ② 父母が離婚をする場合には、一方を親権者と定めなければならない（民法第819条第1項、第2項）。

面会交流・養育費

父母が離婚をするときは、その協議により、①面会交流、②養育費等を定めるが、協議が調わないときは、家庭裁判所がこれを定める（民法第766条第1項、第2項）。

平成23年民法改正時の衆・参法務委における附帯決議

面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払等の履行を確保するため・・・必要な措置を講ずること（参・法務委。衆・法務委も同旨）

離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること（衆・法務委。参・法務委も同旨）

2 指摘される主な問題点

【親権】

- 離婚しても子の親であることには変わりないのであるから、離婚後も父母双方が子の養育に関与し、責任を持つべきである。
- 他方で、父母が合意できない場合に、監護に関する意思決定が遅れてしまう等の指摘もある。

平成28年度ひとり親調査での「決め率」

【養育費】母子世帯42.9%，父子世帯20.8%

【面会交流】母子世帯：24.1%，父子世帯27.3%

【面会交流・養育費】

- 取決め率が十分でない。
- 取決めがあっても任意に履行されないことがある。
- 強制執行手続の利用は負担が少くない。
- 他方で、面会交流は、適切な支援機関がなければ実施が難しい事例もあるとの指摘もある。

同調査「現在も履行（実施）されている率」

【養育費】母子世帯24.3%，父子世帯3.2%

【面会交流】母子世帯：29.8%，父子世帯45.5%

3 法務省の検討状況

- 令和3年2月、法務大臣から、**法制審議会**（法務大臣の諮問機関）に対し、離婚及びこれに関連する制度の見直しについて諮問。家族法制部会で検討予定。
- 父母の離婚後の子の養育の在り方に関し、**海外24か国の制度・運用を調査**し、令和2年4月に結果公表。養育費等に関する諸外国調査を継続中。
- 父母の離婚による子への影響や協議離婚の実情について、ウェブ調査の方法による**実態調査**を、令和3年1月以降、実施中。
- 父母の離婚後の子の養育の在り方に関して、**関係省庁等と実務的な連携枠組み**を設け、運用上の課題等について検討中。
- 離婚に関する法的問題等について幅広い情報提供を行う**専用ホームページ**を、令和2年3月に立ち上げ。